

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償（1）（土地損失補償）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673</a>

見舞金文理委員會

Rules of the Committee for Disposition  
of Solatia for Military Land, etc.

Article 1. The name of this Committee shall be the Committee for Disposition of Solatia presented by the Japanese Government to the Okinawan people for the loss sustained by the use of their land by the American Armed Forces prior to the coming into force of the Treaty of Peace for Japan (hereinafter referred to as the "Committee for Disposition of Solatia for Military Land, etc.").

Article 2. This Committee shall have its office in the Secretariat to Association of Okinawan City Mayors and Town and Village Headmen in Okinawa, in the Okinawa Kaikan at Kume-machi, Naha City.

Article 3. The objects of this Committee shall be to take the necessary procedures for receiving solatia for the land requisitioned for use by the American Armed Forces, to receive the solatia en bloc and to distribute and give the solatia <sup>and</sup> to each eligible recipient (a person in each municipality who has duly lodged a claim for compensation for the loss sustained) on an equitable and reasonable basis.

Article 4. In order to ensure the smooth realization of its objects under the preceding Article, this Committee shall formulate separately, subject to the approval of the Japanese Government, the principles of rules for handling such matters as the mode and standards of payment of solatia.

2. The principles of rules under the preceding paragraph shall acquire also the approval each of the Mayor of each city or Headman of each town or village who is the representative of each eligible recipient by mandate and

and also of the Chairman of the Military Land Committee in each city, town or village.

Article 5. This Committee shall be organized by members selected from the Government of the Ryukyu Islands, the Association of Okinawan City Mayors and Town and Village Headmen, the Federation of City, Town and Village Military Land Committee and the Association of Presidents of Okinawan City, Town and Village Assemblies, respectively.

2. The selection of members from each organization shall be made according to the following rate:

- a. The government of the Ryukyu Islands . . . . . 3
- b. The Association of Okinawan City Mayors and Town and Village Headmen . . . . . 3
- c. The Federation of Military Land Committees . . . . . 3
- d. The Association of Presidents of City, Town and Village Assemblies . . . . . 3

Article 6. The Committee shall have one Chairman and one Vice Chairman.

2. The Chairman shall conduct affairs of this Committee and preside over its meetings.

3. The Vice Chairman shall assist the Chairman and, in the latter's absence, shall act for him.

4. The President of the Association of Okinawan City Mayors <sup>and</sup> Town and Village Headmen and the President of the <sup>Okinawan</sup> Federation of <sup>Okinawa</sup> Military Land Committees shall assume the Chairmanship and the vice chairmanship of this Committee, <sup>respectively,</sup> each subject to the approval of this Committee.

Article 7. The Chairman of this Committee shall convene a meeting of this committee and preside over same. With respect to such meetings generally accepted rules of procedure shall apply with the necessary modifications.

Article 8. This Committee shall, for the purpose of accomplishing the objects under Article 3 speedily as well as smoothly, have a Secretariat which shall be staffed with a number of secretaries.

2 Secretaries shall be appointed and removable by the Chairman.

Article 9. Members of this Committee may be given compensation for their actual expenses incurred relative to the performance of their duties services.

Article 10. The expenditure of this Committee shall be borne by each city, town or village in proportion to the amount of solatia received.

Article 11. The fiscal year of this Committee shall begin on the date of its inauguration and end on the date of its dissolution upon the completion of its disposition of solatia.

Article 12. This Committee shall be dissolved upon the completion of its payment of solatia for military land, etc.

軍用土地等見舞金処理委員会規則

第一 本委員会は講和発効前の沖縄における米軍使用土地等に対する日本政府よりの見舞金処理委員会（軍用土地等見舞金処理委員會略称）と称する。

第二 本委員会の事務所を那覇市久米町沖縄会館沖縄市町村長会事務局に置く。

第三 本委員会は日本政府より支給せられる講和発効前の沖縄における米軍使用土地等に対する見舞金の受領手続きを一括

受領及び各受給該当者（損害被害者として補償要請をしたる各市町村の請求者）に対する公正妥当なる配分及支給をなすこととする。

第四 本委員会は前条の目的を円滑に達成するため日本政府の承認を得て別に見舞金の支給方法と支給基準等の処理要綱を定めなければならぬ。

2、前項の処理要綱は各受給該當者の委任を受けた各市町村長及各市町村軍用土地委員長の承認を受けるものとする。

第五、本委員会は琉球政府、沖縄市町村長会、沖縄各市町村軍用土地委員連合会、沖縄市町村議長会よりそれぞれ選出された委員で構成する。

3、前項の各機関団体より選出する委員の数はそれぞれ次の通りとする。

### 総理府

(1) 琉球政府 三人 (2) 沖縄市町村長会 三人  
(3) 軍用土地連合会 三人 (4) 議会議長会 三人

第六、本委員会に委員長一名副委員長一名を置く

1、委員長は本委員会を總理し委員会の議長となる。

2、副委員長は委員長を輔佐し委員長事故あるときはその職務を代理する。

3、委員長、副委員長は各委員会の承認を得て委員長は、

沖縄市町村長会長、副委員長は沖縄軍用土地連合会長が各

又これに當る。

第七、委員会は委員長がこれを招集し、且つ會議の議長となる。會議については一般の會議法則を準用する。

第八、本委員会は第三条の目的を円滑に促進するために事務局を設け書記若干名を置く。

2、書記は委員長がこれを任命する。

第九、委員に対する費用弁償を支給する」とがじたる。

総理府

第十、本委員会上要する経費は各市町村の見舞金受給額に應じて各市町村が分担する。

11終了し解散の日迄とする。

第十一、本委員会の会計年度は委員会設立の日より見舞金処理

第十二、本委員会は軍用地等見舞金の支給業務を完了した時に解散する。

元冲縄県吏員恩給処理委員会規則

ヤ一 本委員会は、元冲縄県吏員恩給処理委員会と称す。

ヤ二 本委員会の事務所を琉球政府人事課に置く。

ヤ三 本委員会は、日本政府より支給される元冲縄県吏員に対する恩給關係特別支給金の受領手続、一括受領及び各受給該當者に対する公正妥当な分配及び支給を行ふことを目的とする。

ヤ四 本委員会は前条の目的を円滑に達成するため、日本政府の承認を得て、別に<sup>補助金</sup>支給方法と支給基準等の支給要綱を定めなければならぬ。

総理府

ヤ五 本委員会は琉球政府取扱及元冲縄県吏員並大島守の会より各級官吏(正二小六)委員会として構成する。

ヤ六 前項の各級官吏(正二小六)委員会の委員の数は左のとおりとする。

1. 琉球政府 三人

2. 元冲縄県吏員 一十五人

八、島守の会 一人

ヤ七 本委員会大委員長一名、副委員長二名を置く。  
ス、委員長は本委員会を總理し、委員会議長となる。  
3、副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故又は上記の職務を代理する。

ヤ八 委員長、副委員長は委員会の承認を得て次める。

文六 委員会は、委員長が二小時を招集し、會議は一時は一般的の

會議形式にて

文八 本委員会は、<sup>文三</sup>の目的を円滑に促進するため人事部事務局

と談り、書記若干名を置くこととする。

文九 書記は百給とし、委員長は二小時を任免する。

文九 委員会討ての費用弁償を支給するとしてある。

文十 本委員会に要する全費は、委員会大功にて定め。

文十一 本委員会に要する全費は、<sup>特別支出</sup>開幕金を給額にて定め  
給者か分担する。

總理府

(B4版用紙)	(東文社納)
---------	--------

沖縄海外引揚者更生資金處理委員會委員名

◎印は専門委員

委員会定数十九人

琉球政府  
引揚者側  
三人  
一六人

琉球銀行總裁

富原守保

◎

専門委員

琉球石油株式會社社長

稻嶺一郎

◎

久

琉球製糖株式會社社長

宮城雄典

◎

久

琉球放送支配人

平川洗次郎

久

琉球政府副主席

神村孝太郎

久

琉球政府内政局長

宮里勝

久

琉球政府内政局理材課長

仲村毅

久

在外資產期成會長

仲本興正

◎

委員長

副會長

泉正重

◎

副委員長

総理府

事務局長

松田柳春

◎

久

理事

比嘉一雄

久

理事

備瀬知信

久

理事

具志幸徳

◎

久

名護町支部長

岸本信昌

◎

久

新里太郎

上原市五郎

久

宮城崇徳

久

久

西平守模

久

久

軍用土地等見舞金処理委員会委員名簿（十二名）

琉球政府

法務局長

赤嶺義

法務局土地課長 島袋慶

西漢書

告元集

副食

兼島信時

11

渡慶次賀善

会長

桑江朝

副会長

池原新

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

議會議長會 副會長 田安次富信雄 永忠雄 幸岸本

处理委員會發明日晴和三十二年四月一五日

沖縄海外引揚者更生資金處理委員會委員名

◎印付専門委員

委員会定数

十九人

琉球政府

三人

引揚者側

二六人

琉球銀行總裁

富原守保 ◎ 專門委員

琉球石油株式會社社長

稻嶺一郎 ◎

久

琉球製糖株式會社社長

宮城 雄典 ◎

久

琉球放送支配人

平川 洋次郎

久

琉球政府副主席

神村 孝太郎

勝

琉球政府内政局長

宮里 一

琉球政府内政局理枝課長

仲村 穀

久

在外資産期成會長

仲本 興正 ◎

委員長

事務局長

比嘉 一雄

久

理事

備瀬 知信

久

理事

其志 幸徳 ◎

久

理事

津嘉山 朝勇

久

理事

上原市五郎

久

理事

宮城 崇徳

久

理事

新里 太郎

久

理事

岸本 信昌 ◎

久

名護町支部長

久

総理府

(東文社納)

(B4版洋書紙)

元冲繩果吳吏員恩給

用舞金代理委員會委員名簿

一委員長

嘉手納並水

二副委員長

伊茲德一

安次富

長昌

三委員

本斤因係

松本完可

有銘實宣

2. 鐵道

件宗根秀俊

仲嶺盛竹

3. 產業

仲村松秀

外間寅鼎

4. 建築

仲座久雄

仲根秀俊

5. 畜產

渡久地政仁

仲嶺盛竹

6. 木產

伊良波長昌

仲根秀俊

7. 謄務所

西平宗精今歸仁朝興

仲嶺盛竹

8. 病院

同吉真榮

仲嶺盛竹

9. 運輸士

杉田猛

仲嶺盛竹

10. 政府

官房次長板良敷

朝基

人事課長

同吉喜盛

仲嶺盛竹

恩給係長

下地吉高

仲嶺盛竹

總理府

(東文社納)

(B4版洋算紙)

中繩海外引揚若更生資金処理委員會規則

總理府

(B4版洋紙)

(東文社納)

# 海外引揚者更生資金処理委員会規則

第一条 本委員会は海外引揚者更生資金処理委員会(以下單に委員会と略称)と称する。

第二条 本委員会の事務所を那覇市美栄橋町三協ビル三階(在外資産補償獲得沖縄期成会事務局内)に置く。

第三条 委員会は昭和二十年八月九日以降海外より沖縄に引揚てきた生活困窮者に対し日本政府より支給する更生資金の妥当な配分及支給を図ることを目的とする。

第四条 委員会は前条の目的を円滑に達成するため日本政府の承認を得て更生資金の支給方法と支給基準等の処理要綱の細目を定めなければならぬ。

第五条 委員会は琉球政府並在外資産補償獲得沖縄期成会よりそれを選任された委員を以て構成する。

前項の候員及び國体より選任された委員の数はそれ迄次の通りとする。

## 総理府

する。

### 1. 琉球政府 3人

口. 在外資産補償獲得沖縄期成会 16人

第六条 本委員会に委員長一名副委員長二名を置く

委員長は在外資産補償獲得沖縄期成会会長

副委員長は在外資産補償獲得沖縄期成会副会長が各々二名に當る。

委員長は本委員会を總理し委員会の議長となる。

副委員長は委員長を補佐し委員長事務故あうときはその職務代理する。

第七条 委員会は委員長がこれを招集し會議についこは一般の會議規則を準用する。

第八条 委員会に事務局を設け書記若干名を置く

書記は委員長が之を任免する。

第九条 委員に対する費用弁償を定めることが出来る。

第十条 本委員会に要する経費は受給者の負担とする。

第十二条 本委員会の会計年度は委員会終了の日より重生資金処理を終了し解散の日迄とする。

第十三条 本委員会は引揚者更生資金の支給業務を完了した日に解散する。

本規則は一九五七年五月十八日より施行する。

(東文社納)

（略）

沖縄住民に対する特別措置費の支給手続について（昭三二、五、四）  
沖縄住民に対する特別措置費の支給手続は左のとおりとする。

（1）沖縄軍用土地等見舞金の支給を受けるとする者は、見舞金請求書（別紙様式）、軍用土地等見舞金に関する調書（別紙様式）及び委任状（別紙様式）を沖縄軍用土地等見舞金処理委員会不負擔に提出する。

（2）海外引揚閣僚特別支出金請求書（別紙様式）、市町村長の引揚証明書（別紙様式）、昭和三十一年度における所得税が五万円（未定）を超えたことによる税額の証明書（別紙様式）及び委任状（別紙様式）を海外引揚者更生資金処理委員会不負担に提出する。

（3）元沖縄県吏員恩給閣僚特別支出金の支給を受けるとする者は、恩給閣僚特別支出金請求書（別紙様式）、恩給閣

特別支出金額計算書(別紙様式九)、履行書及び委任状(別紙様式十)を元沖繩県支負恩給処理委員会委員長へ提出する。

二 各処理委員会委員長は前号の書類を審査し、且つその受給者及び受給各款式の書類の内容を審査し、且つその受給者及び受給金額につき認証の印を附し内閣總理大臣に進呈する。

三 政府各処理委員会委員長より提出せられた書類を審査して、  
直ちにうえ、見舞金又は特別支出金を一括して、委任状  
石炭局代理省大司各処理委員会委員長(同該委員長が  
再委任を行つた場合にはその再委任を受けた者)へ交付  
する。

沖縄関係特別措置費の支出去に関する件（内閣決定案）

昭和三十一年度補正予算中沖縄関係特別措置費の支出去は左記に付し行うものとする。

記

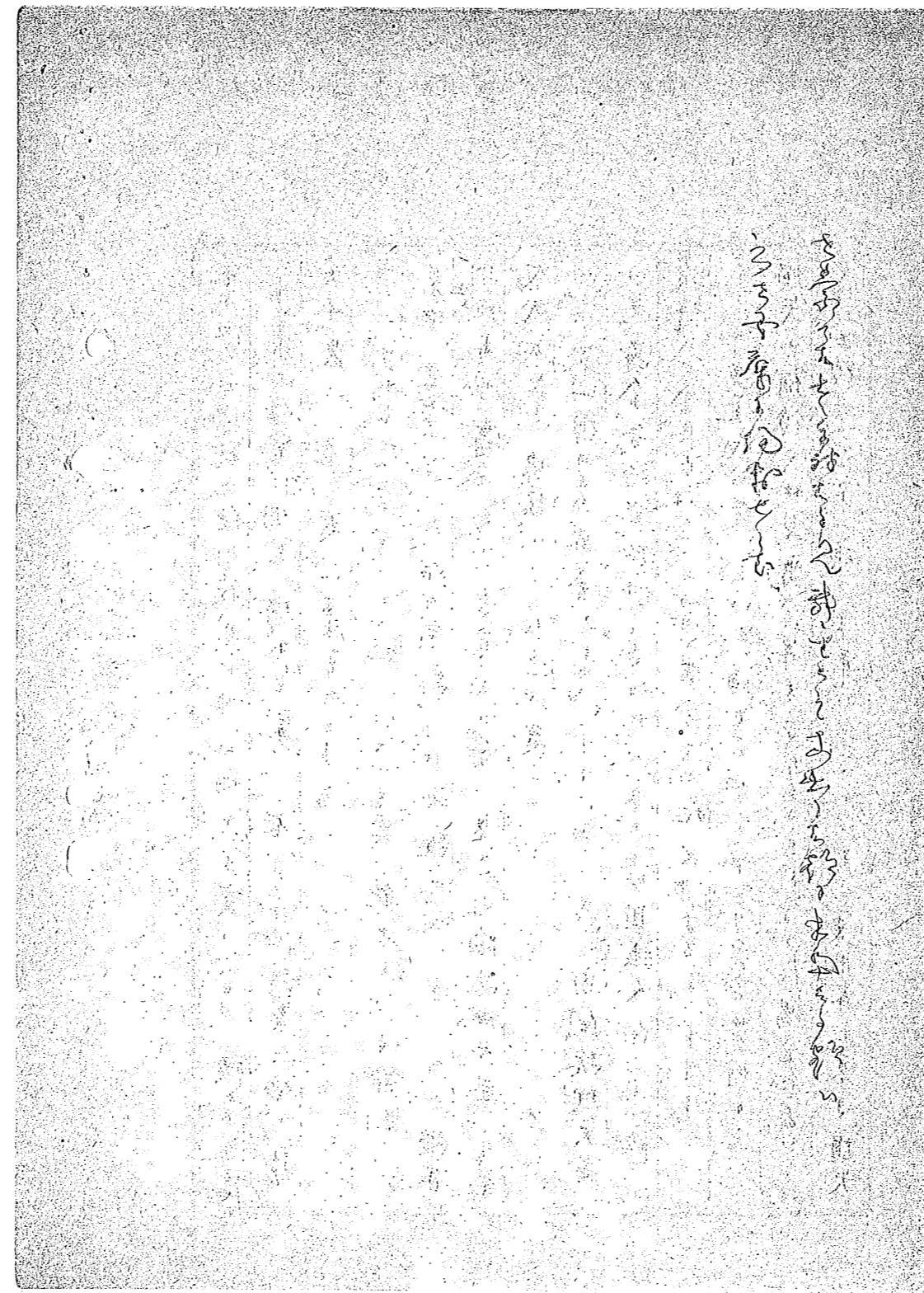
一、昭和三十一年度補正予算中沖縄関係特別措置費十一億円のうち十億円は対日平和条約発効前における沖縄の米軍による土地等の使用年に基き損失を蒙った者に対する見舞金として一億円は沖縄における外地引揚困難者及び元沖縄県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金としてそれぞれ八千萬円及び二千萬円を支出するものとする。

二、前項の米軍による土地等の使用年に基き損失を蒙った者に対する見舞金は対日平和条約発効前未軍による土地建物

外務省

1. その他の工作物の使用取用に伴い損失を蒙った者、漁業その他事業の経営に際し損失を蒙った者、その他財産に際し損失を蒙った者に支給するものとする。
2. 前項の見舞金の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並びにその支給の手続等は沖縄内地における沖縄軍用地等見舞金処理委員会の基に基き内閣総理大臣が定め大蔵大臣と協議してこれを決定する。
3. 第一項の見舞金を支給するに当つては内閣総理大臣は見舞金受給資格者の委任状に基く財團法人沖縄内地農地保護会代表者に対してその見舞金を一括交付するものとする。
4. 沖縄住民が蒙つてゐる損失は開拓アメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においてはその金額のうち第一項の未軍による土地等の使用年に基き損失

外務省



を蒙る者に対する見舞金として支出した額に相当する額は

それを国庫に帰属せしむるものとする。

六、外地引揚困窮者に対する特別支払金は沖縄に居住する外地引揚の困窮者に対して交付し、元沖縄県県吏員恩給規則該当者に対する特別支払金は元沖縄県県吏員恩給規則の適用により恩給を受け又は受けへばである者に交付する。

七、前項の外地引揚困窮者及び元沖縄県県吏員恩給規則該當者に対する特別支払金の支給を受けた者の範囲及び支給額の基準、並びにその支給の手続等は、それらが現地における

海外引揚者更生資金処理委員会及び元沖縄県県吏員恩給処理委員会の案に基き内閣総理大臣が予め大臣と協議してこれを決定する。

八、第六項の特別支払金を支給するに当りては、第四項の基準

外務省

いて支払するものとする。

アシア局

アシア局第一課長

1311

32.4.27

沖縄因係特別措置費の支出に関する件(閣議決定案)

昭和三十一年度補正予算中沖縄因係特別措置費の支出  
は左記通り行うものとする。

記

一、昭和三十一年度補正予算中沖縄因係特別措置費十一億円

カラウチ十億円は対日平和条約発効前における沖縄の米軍による土地等の使用等に基き損失を蒙つた者に対する見舞金として、一億

総理府

内は沖縄における外債引揚因窮者及び元沖縄県県吏貢恩給規則

該当者に対する特別支出金としてそれより八千万円及び二千万円を支出しするものとする。

二、前述の米軍による土地等の使用等に基き損失を蒙つた者

に対する見舞金は対日平和条約発効前米軍による土地等のその他之工作物の使用使用に伴い損失を蒙つた者、漁業その他之事業の生産に因し損失を蒙つた者、その他財産

(B4版用紙)

回覧番号  
ア一 548  
(東文社説)アシア局  
32.4.27  
局長附

に因り、損失を蒙つた者に支給するものとする。

三、前項の見舞金の支給と受け取る者の範囲及び支給額の基準並びにその支給の事務等は本總理地における本總軍用土地等見舞金処理委員会の業務<sup>に基づく</sup>執行し、内閣總理大臣が予め大臣と協議してこれを決定する。

四、オ一項の見舞金を支給するに当つては、内閣總理大臣は見舞金受給資格者の委任状に基き財團法人南方同胞援護公会長に対しその見舞金を一括交付するものとする。

総理府

五、沖縄住民が蒙つた損失に因レアオリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けること、たゞた場合においては、この金額のうちオ一項の米軍による土地等の使用等に基き損失蒙つた者に対する見舞金として支出した額に相当する額はこれを

國庫に帰属せしむるものとする。

六、外地引揚困難者に対する特別支出金は沖縄に居住す

石・外地引揚の困難者に対して交付し、元沖縄県更生員恩給規則

則該當者に対する特別支出金は元沖縄県員員恩給規則の適用により恩給を受けて又は受けざる者に対する付する。

七、前述の外地引揚困難者及び元沖縄県更生員恩給規則

該當者に対する特別支出金の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準等並にその支給の手続等は、主にそれ現地における海外引揚者更生資金処理委員会及び元沖縄県員

更員恩給処理委員会の審査並びに内閣總理大臣が予め大藏大臣と協議してこれを決定する。

八、前六項の特別支出金を支給するに当つては、前四項に準りて支給するものとする。

基 総 理 府

(東文社納)

(B4版用紙)

(昭和三十二年四月二日 実施決定)

沖縄関係特別措置費の支出について

昭和三十一年度補正予算中沖縄関係特別措置費の実行は、左記により行うものとする。

記

一、昭和三十一年度補正予算中沖縄関係特別措置費十一億円のうち、十億円は対日平和条約発効前ににおける沖縄の米軍による土地等の接收等に基き損失を蒙つた者に対する見舞金とし、八千万円及び二千万円は、それぞれ沖縄における外地引揚困難者及び元沖縄県県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金として、以下各項に定めるところにより支出するものとする。

二、前項の見舞金は、対日平和条約発効前沖縄の米軍による接收等により土地等の損失を蒙つた者に支給するものとする。

三、前項の見舞金の支給を受ける者の範囲及び支給額の算定方式

並びにその支給の手続等は、沖縄現地における沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の案に基き内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議してこれを審査決定する。

四、第一項の見舞金は、前項の決定に従い、沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の認証するところにより支給するものとする。

五、第一項の見舞金を支給するに当つては、内閣総理大臣は見舞金受給者の委任状に基きその受領代理人に対しその見舞金を一括交付する手続によるものとする。

六、沖縄住民が蒙つている損失にアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち、第一項の見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還又は帰属せしむるものとする。

七、第一項の外地引揚困難者に対する特別支出金は、沖縄に居住する外地より沖縄へ復帰前の奄美群島を含む。へ引揚げた困難者

者に對して支給し、元沖縄県県吏員恩給規則該當者に對する特別支出金は、元沖縄県県吏員恩給規則の適用により恩給を受けるべき者に對し支給する。

八、前項の外地引揚困難者及び元沖縄県県吏員恩給規則該當者に対する特別支出金の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並びにその支給の手續等は、それぞれ現地における海外引揚者更生資金処理委員会及び元沖縄県県吏員恩給処理委員会の案に基き内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議してこれを審査決定する。

九、第七項の特別支出金を支給するに當つては、第四項及び第五項に準じて取扱うものとする。

### 沖縄に居住する海外引揚者に対する特別支出金の支給について(案)

昭和三十二年五月二日閣議決定「沖縄関係特別措置費の支出について」第八項に基く沖縄に居住する海外引揚困難者に対する特別支出金(以下「引揚関係特別支出金」という。)の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並びにその支給の手続等に関するとおり定めるものとする。

記

#### 一 引揚関係特別支出金の支給を受ける者の範囲

引揚関係特別支出金は、昭和二十一年八月十五日以前に外地に生活の本拠を有し、終戦に伴つて同日以後沖縄に引揚げた者で現に沖縄に居住する困難者(それらの者の相続人を含む)の属する世帯主として海外引揚者更生資金処理委員会(以下「更生資金処理委員会」という。)が認証したものに対して支給する。

前項において沖縄に引揚げた者とあるのは本土を経由して引揚げた者及び復帰前に奄美群島に引揚げ、かつ復帰前に沖縄に転住した者を含み、また前項において困難者とは昭和三十一年度の所得税額(同一世帯で二人以上所得税を納付した者があつたときは各人の納付額を合計した額。)が五万円未満であつた者をいう。

#### 二 支給額の基準

前項に規定する引揚関係特別支出金受給者に対し支給する額は、前項の規定により更生資金処理委員会が認証した受給者数により八千円を除した金額とする。

#### 三 支給の手続

引揚関係特別支出金の支給手續は左によるものとする。

- 1 特別支出金の支給を受けようとする者は、別紙様式による引揚関係特別支出金請求書に市町村長の引揚証明書及び納付した所得税額が五万円未満であることの市町村長の証明書を添付し、更生資金処理委員会委員長に提出するものとする。
- 2 更生資金処理委員会は前項の引揚関係特別支出金請求書を受理

した場合には、その受給者及び支給金額につき認証を行つたうえ、内閣總理大臣に進達するものとする。

3. 引揚關係特別支出金の支給に當つては、その受給者の委任状に基き、その受領代理人たる更生資金処理委員会委員長（当該委員長が再委任を行つた場合にはその再委任を受けた者。）に対し一括交付する手続によるものとする。

(別紙様式)

引揚関係特別支出金請求書

日本政府が、沖繩における外地引揚困窮者に対し、今回限りの特別の措置として更生資金としての特別支出金を支給せられる趣旨を了承し、「沖繩関係特別措置費の支出について」(昭和三十二年五月二日日本政府閣議決定)に定めるところにより、その特別支出金〇〇円(日本円)を支給せられたく証明書を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

(何々市町村關係分)

請求者住所  
氏名

内閣総理大臣

殿

印

(備考)

1. 本請求書(別添証明書を含む)は各市町村關係分毎に連記することができる。
2. 右により連記する場合には各請求者につき請求書及び証明書に同一の一連番号を附すること。
3. 本請求書(連記する場合には各市町村關係分毎にその末尾)にはその記載事項について別添証明書に基く正当な受給者及び受給金額である旨の海外引揚者更生資金処理委員会の認証を附すること。

(添付書類) (一)

世帯主の現住所	世帯主氏名	引揚者氏名	引揚者と 世帯主の 続柄	年月日	引揚地	引揚前の居住 名	備考

右の者は終戦前外地に在住し、終戦後引揚げた者及びその世帯主であることを証明する。

昭和 年 月 日

何々市町村長

印

(添付書類)(二)

昭和三十一年度における所得税額に関する証明書

住 所	世 帯 主 氏 名	備 考

右の者は昭和三十一年度（昭和三十一年四月より昭和三十二年三月までの間）において  
その納付した所得税額が五万円に達しないことを証明する。

昭 和 年 月 日

何々市町村長

印

(備考)

同一世帯で二人以上所得税を納付した者があつたときは、各人の納付額を合計し  
た額を基準とする。

委任者割印

円 紙

印

委  
任

状

私  
儀

海外引揚者更生資金処理委員会委員長仲本興正を代理人と定め左の権限を委任する。

「沖縄関係特別措置費の支出について」（昭和三十二年五月二日閣議決定）に基く外地引揚困難者に対する更生資金としての特別支出金が支給される場合の請求、受領、配分等に関する措置一切の件。

右の件を財団法人南方同胞援護会会长深沢敬三に再委任する件。

昭和 年 月 日

委任者住所

氏 名

印

（備考）

- 1 委任状は各市町村関係分毎に連記することができる。
- 2 右により連記する場合には各委任者につき引揚関係特別支出金請求書の一連番号と同一の一連番号を附すこと。

元沖縄県県吏員恩給規則該當者に対する特別支出金の支給について（案）

昭和三十二年五月二日閣議決定「沖縄関係特別措置の支出について」に基く、元沖縄県県吏員恩給規則（大正十二年沖縄県令第三十七号以下「恩給規則」という。）該當者に対する特別支出金（以下「恩給関係特別支出金」という。）の支給細目は左記のとおり定めるものとする。

記

一 恩給関係特別支出金の支給を受ける者の範囲  
恩給関係特別支出金を受ける者の範囲は左の各号に該當するもの

（その遺族を含む）として元沖縄県県吏員恩給処理委員会（以下「恩給処理委員会」という。）が認証したものとする。

ノ 昭和二十一年一月二十八日以前において退職又は死亡し、恩給規則により沖縄県知事が裁定し又は裁定すべきであつた年金たる恩給を受ける権利を有していた元県吏員又はその遺族で、昭和二

十三年九月三十日現在においてその権利を有していた者

ハ 昭和二十一年一月二十九日以後引き続き琉球政府に勤務し、昭和二十三年九月三十日までに退職又は死亡し、恩給規則により沖縄県知事が裁定すべきであつた年金たる恩給を受ける権利を有していた元県吏員又はその遺族で、昭和二十三年九月三十日現在においてその権利を有していた者

ミ 昭和二十一年一月二十九日以後引き続き琉球政府に勤務するに至つた元県吏員又はその遺族で、前号に該當する者以外のもの

二 支給額の基準

恩給関係特別支出金は、元沖縄県県吏員が引き続き琉球政府に勤務した場合においては、昭和二十八年法律第一五六号「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律」の例により、琉球政府職員としての勤務を、沖縄県県吏員としての勤務とみなし、又恩給規則は、昭和三十二年三月三十一日までなお効力を有したものとみなして、昭和二十三年十月一日より、昭和三十二年三月

三十一日までの間に恩給規則により支給せられる額を算定し、その額を基準として、恩給処理委員会が各請求者別に二千万円を按分配した額を支給するものとする。

2 前号において、第一項第三号に該当する者に対して按分配当する額の基準となる額が年金の額である場合、その額が退職給与金として算定した場合の額よりも少額であるときは、退職給与金として算定した額を按分配当額の基準とすることができる。

3 支給の手続

恩給関係特別支出金の支給手続は左によるものとする。

1 恩給関係特別支出金の支給を受けようとする者は、別紙様式による恩給関係特別支出金請求書に、履歴書一遺族が受給者である場合には更に戸籍謄本を添付のこと。」を添えて恩給処理委員会委員長に提出するものとする。

2 恩給関係特別支出金請求書に添付する履歴書は、昭和二十一年一月二十八日までの事項について<sup>請求書</sup>は那日本政府南方連絡事務所長、

昭和二十一年一月二十九日以後の事項については、琉球政府行政主席の証明を附したものとする。

3 恩給処理委員会委員長は、第一号の恩給関係特別支出金を受理した場合には、恩給関係特別支出金額計算書を作成し、その受給者及び支給金額につき認証を行つたうえ内閣総理大臣に進達するものとする。

4 恩給関係特別支出金の支給に当つては、その受給者の委任状に基き、その受領代理人たる恩給処理委員会委員長(当該委員長が再委任を行つた場合にはその再委任を受けた者)に対し一括交付する手続によるものとする。

卷之三

別出金額計算書

(別紙様式)

恩給関係特別支出金請求書

日本政府が元沖縄県県吏員恩給規則該當者に対し今回限りの特別措置として特別支出金を支給せられる趣旨を了承し「沖縄関係特別措置費の支出について」(昭和三十二年五月二日閣議決定)に定めるところにより元沖縄県県吏員特別支出金を支給されたく証拠書類を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

公務員職氏名及続柄

本籍

現住所

請求者職氏名

殿

内閣総理大臣

備考

1. 本請求書の一「公務員職氏名及続柄」の欄は遺族が

2. 請求する場合のみ記載すること。

出金計算書には別添沖縄県県吏員及恩給関係特別支

出金計算書とは別添の二連番号を附すこと。

印 紙 委任状

私儀

元沖縄県県吏員恩給処理委員会委員長嘉手納並水を代理人と定め左の権限を委任する  
一、「沖縄関係特別措置費の支出について」(昭和三十二年五月二日閣議決定)に基く、  
元沖縄県県吏員に対する特別支出金が支給される場合の請求、受領配分等に関する  
措置一切の件

一右の件を財団法人南方同胞援護会々長淡沢敬三に再委任する件

昭和 年 月 日

委任者住所  
元職名  
氏名

印

中華關係特別措置費の注解(南遷と打合せ)

(三二五) (一)

(1) 三十年度補正ノ算で又組立之したる理由。

本支支出ノ本年、初頭に決定されたり、該以三十二年度予算案が決定し、今地力店からたゞ二、三月の報價、見送しセアいたる三十一年度第一次補正ノ算が組立人れら申だセリ也。

(2) 十一億円以下ノ支出ニ付シヤ。

外務省

(1) 土地開拓費等金につて、現地における貿入地税額大さ  
中華單國土地開拓費金之理委員会(四月廿日)は改立、實行者吉元代等と同院於後公の前にて申出か、現地  
よりおこなは既に土地額定につて調査すべり、該き方の  
件名、損害、高、清本萬ヘ才モハノ管用。支給工政。  
(2) 元中総理更貞の訂正核算(三十六回)も調査資料  
が多引揚者少へては資料の未

外務省

